

広報 りくぜんたかた

<臨時号⑧>

【発行】

陸前高田市企画部協働推進室

平成23年7月20日

第1仮庁舎代表電話：0192-54-2111

仮設庁舎代表電話：0192-59-2111

おおふなとさいがいFMで、広報りくぜんたかた臨時号の内容など、毎日本市の情報を放送しています。周波数は80.5MHzで、午前8時、11時、午後2時、5時の4回放送しています。広報と合わせてそちらも利用してください。

災害義援金の第2次配分について

災害義援金の第2次配分が、下表のとおり示されました。すでに第1次配分金の交付を受けた人は、7月20日（水）に第2次配分金の振込みを予定しています。第1次配分金の交付を受けた人は、第2次配分金の交付申請手続きを改めて行う必要はありません。

なお、義援金の交付は、住居の被害に対するものから行っています。

▽義援金の第2次配分金の種類および配分基準

種類	交付対象	金額	交付を受ける人(申請者)
死亡または行方不明者金	死亡または行方不明者	対象者1人当たり (第1次配分金)50万円 (第2次配分金)81万5千円 (合計)131万5千円	原則として、配偶者・子・父母・孫および配偶者(※2)。これ以外は次の順序とします。 ① 死亡・行方不明者と生計をともにしていた兄弟姉妹 ② ①に該当せず死亡・行方不明者と生計をともにしていた三親等内の親族 ③ ①・②に該当せず、死亡行方不明者の葬祭を行った親族
住家等損見舞金	居住している住宅が全壊または全焼	1戸当たり (第1次配分金)50万円 (第2次配分金)81万5千円 (合計)131万5千円	世帯主
	居住している住宅が半壊または半焼	1戸当たり (第1次配分金)25万円 (第2次配分金)53万4千円 (合計)78万4千円	同上

※1. なお、人的被害の義援金および弔慰金は、調査・審査中であり、準備が整い次第交付しますので、もうしばらくお待ちください。

※2. 死亡・行方不明者が死亡・行方不明となった時点で、死亡・行方不明者により生計を主として維持していた遺族を優先します。

詳しくは、被災者支援室(☎59-2111、7月21日からは☎54-2111)まで。

◆応急仮設住宅入居の二次募集を受付中～申込期限は7月25日(月)～

市は、応急仮設住宅入居の二次募集を、次のとおり受け付けています。

■応急仮設住宅に入居できる人

○居住する住宅が滅失、もしくは流出した人

○居住する住宅が半壊以上の被害を受け、その住宅に住めなくなった人

○住宅が損傷を受け、取り壊して再建するまで、仮住居を必要とする人

※1. 被災前の住宅の修理・補修のための仮住居としては、入居できません。

※2. すでに仮設住宅に入居している人、県の制度(家賃補助)を活用し民間借り上げ住宅に入居している人は、申し込みできません。

■入居申込の方法

▽申込期限 7月25日(月)まで。土日も窓口を開設します。

▽受付時間 午前8時30分～午後5時

▽受付場所 市役所第2仮庁舎2階建設課

■今回入居可能な住宅の入居者の決定

入居する仮設住宅の位置および部屋番号は、本人抽選(代理可)により決定します。抽選会場および抽選日時は、二次募集の申し込みの際にお知らせします。

優先世帯は、老人世帯、母子・父子世帯、心身障がい者世帯とします。

なお、地区によっては、残戸数に限りがあることから、希望地区に入居できない場合があります。

■入居期間 応急仮設住宅への入居は原則2年間とします。

■その他 入居にかかる費用や仮設住宅の概要は、後日開催予定の入居説明会の際に説明します。

詳しくは、建設課(☎54-2111)まで。

◆(財)家族計画国際協力財団 東日本大震災で被災された産婦に対する義援金支給

途上国の妊産婦と、女性の命と健康を守る活動を行っている国際協力NGOジョイセフより、下記の要領で義援金が支給されます。

▽対象者 被災時に岩手、宮城、福島3県に住民票があった被災者(居住する家屋が「全壊」または「半壊」した者、または「警戒区域」に居住していた者)で、平成23年3月1日から12月31日の間に出産した女性

▽支給金額 1人当たり50,000円

▽必要書類 ①義援金申請書、②り災証明書、③住民票、④母子健康手帳の出生届出済証明(出生の届出をした市町村の公印が捺印されたもの)のコピー。申請書は、FAX・郵送による請求、ホームページからダウンロードのほか、市健康推進課窓口でも受け取ることができます。

▽申請方法 必要書類をジョイセフに郵送してください。

▽申請期限 平成24年2月29日(必着)※義援金の資金がなくなった場合、早期に締め切ることもあります。

▽問い合わせ先 〒162-0843 東京都新宿区市谷田町1-10 保健会館新館

国際協力NGOジョイセフ 「ケショ」担当

電話番号: 03-3268-3172、FAX: 03-3235-9776

ホームページ: http://www.joicfp.or.jp/sp/PDF/kesho_app.pdf

◆選挙管理委員会からのお知らせ

選挙人名簿登録証明書および郵便等投票証明書を交付されている人で、今回の震災により証明書を流出した人について再交付の申請を受け付けています。今後、県知事・県議会議員選挙や市議会議員選挙の執行が予定されていますので、早めに再交付申請の手続きをお願いします。

また、新たに申請する人についても、現在受付中です。

▽申請に必要な添付書類

【選挙人名簿登録証明書】 「船員手帳」または船長等が発行する「船員である旨の証明書」

【郵便等投票証明書】 障がいの程度を証明する書面(身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、介護保険被保険者証など)

詳しくは、選挙管理委員会事務局(☎54-2111)まで。

◆戸籍の死亡届の記載状況について

6月27日までに届出があった戸籍について、7月20日(水)より戸籍抄本を交付します。ただし、同じ戸籍の中の家族について、6月28日以降に戸籍の届出をしている場合は、届出済の記載が終了するまで交付できませんので、もうしばらくお待ちください。

◆相続登記は司法書士に相談してください

▽期間 8月1日(月)～31日(水)(※土日を除く)

▽場所 県内の各司法書士事務所(※各司法書士事務所により休みが異なりますので、相談前に問い合わせてください)

▽内容 相続に関する無料相談会を開催します。

▽問い合わせ先 岩手県司法書士会(☎019-622-3372)

▽無料相談電話 0120-823-815(平日午前10時から午後1時まで、※15日、16日を除く)

◆鳥羽医院移転のお知らせ

鳥羽医院では、7月28日(木)からアップルロード沿い(小友町)の仮診療所で診療を開始します。

このため、7月23日(土)午前中の診療をもって、東部デイサービスでの診療は終了します。

なお、引っ越し準備のため、23日(土)の午後から27日(水)まで休診となります。

詳しくは、鳥羽医院(☎080-5176-2256)まで。

◆1万人集会に「夢あかり」で参加・交流しましょう～女性会を対象に作り方講習を開催～

市地域女性団体協議会では、8月下旬の1万人イベントに合わせて、慰霊と復興への願いを込めて「夢あかり」での参加を予定しています。各単位女性会で都合がつく人2～3人の参加をお願いします。(参加費は無料です)

▽日時 7月24日(日)午前11時～午後1時(※昼食としておにぎりを用意します)

▽場所 横田コミセン

▽準備するもの 牛乳パック(洗濯・乾燥済みのもの)、はさみ、ワンカップ

詳しくは、市地域女性団体協議会 佐々木(☎59-2077)まで。